

平成 26 年 11 月 吉日

会員各位

全国青年税理士連盟
会 長 坂本 和穂
法対策部長 谷川 洋平

納税者権利憲章の意義と課題

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は青税活動にご協力とご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、上記のテーマで勉強会を開催することとなりましたので、ご案内いたします。

平成 23 年度の国税通則法改正にあたり、当初制定が検討されていた納税者権利憲章については、その制定が見送られました。OECD 加盟国をはじめ多くの国では、納税者の権利を納税者権利憲章等として文書化しており、これを全く整備していないのは先進主要国の中では日本だけです。法対策部では、納税者権利憲章の制定に向けた活動を行うにあたって、会員の皆様に知識を深めていただきたく勉強会を開催することといたしました。

会員の皆様におかれましては何かとお忙しい時期かと存じますが、「納税者の権利の確立と保護」を研究されている望月爾先生のお話を聴ける貴重な機会となりますので、万障お繰り合わせの上ご参加いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。 敬具

記

◆ 日時 平成 27 年 1 月 18 日 (日) 15:00~17:00

◆ 講師 望月爾先生 (立命館大学 法学部教授)

◆ 場所 琵琶湖ホテル 滋賀県大津市浜町 2-40

<http://www.biwakohotel.co.jp/hotel/access.html>

◆ 参加費 無料

参加ご希望の方は 平成 27 年 1 月 9 日 (金) までにお申し込みください。

お申込み先 全国青年税理士連盟事務局 宛て

メール zensei@khaki.plala.or.jp

F A X 03-3354-4095 (切り取らずにこのままお送りください)

勉強会・懇親会参加申込書

平成 27 年 1 月 18 日 (日) 勉強会 ・ 懇親会 参加を希望します。(○を付けてください。)

※ 勉強会終了後、懇親会を開催いたします。

単位青税 _____

懇親会は有料となります。

お名前 _____

ご連絡先 _____

※メールアドレスもしくは携帯番号をご記入ください。

望月先生に質問がございましたら、下記の欄にご記入の上、全国青年税理士連盟事務局宛てにメールかFAXでお送りください。

期限：平成27年1月9日（金）

全国青年税理士連盟事務局

メール zensei@khaki.plala.or.jp

FAX 03-3354-4095